

各都道府県衛生主管部（局）長 殿

厚生労働省医政局地域医療計画課長  
（ 公 印 省 略 ）

病院が有する非常用電源に係る保安検査の実施の徹底について

大阪北部を震源とする地震において、国立循環器病研究センターで何らかの異常により非常用電源が使えず一時的な停電が発生した。その後、同センターで確認を行ったところ、電気事業法で定める保安検査（停電を伴って実施するもの）を、少なくとも5年以上実施していなかったことが判明した。

厚生労働省は、全ての病院に、自ら被災することを想定して業務継続計画（以下「BCP」という。）の作成に努めることを求めており、BCPに基づく非常用電源を含めた業務継続に必要な設備等の確保及び点検は必要不可欠であると考えている。

貴職においては、管内の非常用電源を有する全ての病院に対して、関係法令（電気事業法、消防法、建築基準法）の規定に基づく非常用電源の保安検査の実施状況について直ちに確認するとともに、当該保安検査を実施していない場合は直ちに実施し、確保した非常用電源が問題なく稼働するか確認するよう指導方をお願いする。

なお、今後、全ての病院に対して、BCPの策定状況並びに非常用電源の確保状況及び点検状況等の取組について調査を行う予定であることを申し添える。

（照会先）

厚生労働省医政局地域医療計画課

災害医療対策専門官 北久保（内線2558）

災害医療係長 深 山（内線2548）

TEL 03-5253-1111